

入札契約制度の改正について

令和5年2月20日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 社会保険等未加入対策について

(1) 改正内容

平成29年6月から社会保険等未加入建設業者を相手方として一次下請契約を締結することについて原則禁止しているところ、社会保険未加入対策の推進のため、対応を厳格化します。

【現 行】

社会保険等未加入業者を相手方として一次下請契約を締結することを禁止する。

【改正後】

社会保険等未加入業者を相手方として下請契約（二次以降の下請契約も含む）を締結することを禁止する。（倉敷市工事請負契約約款を改正し、契約締結の禁止を契約事項とする。）

※適用除外業者（法的に社会保険等への加入義務がない建設業者）は、加入業者と同じ扱いとします。

(2) 改正時期

令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から

2 入札スケジュールの変更について

(1) 改正内容

予定価格5,000万円以上かつ予定価格等が事後公表の案件について、設計図書についての質問に対する回答作成期間（質問受付締切日の翌日から回答日までの期間）を1営業日追加し、入札受付期間を1営業日短縮します。

※発注から開札までの全体の日数に変更はありません。

(2) 改正時期

令和5年4月1日以降に公告（指名）するものから